

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月1日現在

機関番号：37704

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2012

課題番号：21530899

研究課題名（和文）現代カナダ先住民教育実践研究—教育に関する先住民権保障の展開過程

研究課題名（英文）A Study on Educational Practice for Aboriginal Children in Canada: Developing Process of the Guaranteeing for Aboriginal Rights to Education

研究代表者

広瀬 健一郎（HIROSE KENICHIRO）

鹿児島純心女子大学・国際人間学部・准教授

研究者番号：80352491

研究成果の概要（和文）：

本研究の目的は、教育に関する「先住民の権利」保障に関する教育実践を具体的な先住民自治体の事例に即して、実践を可能とする制度的基盤の形成過程、実践を可能とする人的、経済的、文化的資源、実践の具体的内容を明らかにすることである。具体的には、以下の諸点を解明した。①スティーヴン・ハーパー首相による元インディアン寄宿舎学校生徒への謝罪への過程と論理、②「ニスガ条約」下の先住民教育権保障、③「教育自治権限枠組協定」下の先住民教育権保障、④「先住民大学」の先住民教育権保障における役割とそこにおける教育実践

研究成果の概要（英文）：

The purpose of the study is to clarify concrete aspects of the educational practices to guarantee Aboriginal Rights to Education for Aboriginal children. I clarified the following cases: 1) The process to the Prime Minister's Apology to the former students of Indian Residential Schools and the logic of the apology, 2) Educational systems, human resources and educational practices under *Nisga'a Final Agreement* 3) Forming process and actual conditions of the *Education Jurisdiction Framework Agreement*, 4) The roles of Aboriginal controlled higher learning institutions in guaranteeing Aboriginal rights to education and their educational practices,

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成21年度	900,000	270,000	1,170,000
平成22年度	800,000	240,000	1,040,000
平成23年度	800,000	240,000	1,040,000
平成24年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育社会学

キーワード：先住民教育 先住民権 人権 教育学 カナダ地域研究

1. 研究開始当初の背景

2008年6月6日、衆議院は、本会議において、「先住民認定を求める決議」を採択し、日本政府に対し、「アイヌの人々を「先住民」と認定した上で、「先住民の権利に関する国連宣言」を参考に、「これま

でのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと」を求めた。これを受けて「アイヌ政策に関する有識者懇談会」が発足し、アイヌ民族を代表する財団法人北海道ウタリ協会（現、北海道アイヌ協会）の理事長を懇談会のメンバーに迎え、アイヌ政

策の議論が検討された。

アイヌ民族の間からは、アイヌ語アイヌ文化学習の充実、アイヌ民族の子ども達の進路保障、アイヌ民族の子ども達に対する差別問題の克服などについて様々な議論や取り組みが行われてきた。最近では、アイヌ民族の民族学校設立の可能性を探る動きも出ている。「先住民族の権利に関する国際連合宣言」をふまえた施策を策定するにあたり、教育に関する施策へのアイヌ民族からの期待は大きいように思われた。

わたくしはこれまで、カナダにおける先住民族教育の現代史研究に取り組んできた。このような立場から、「先住民族の権利」、なかでも、教育に関する権利保障の具体的像を、実践レベルで把握、検討したいと考えた。カナダはカナダ憲法 (*Constitution Act, 1982*) 第 35 条のもとに「先住民族の権利」を保障し、先住民族の教育権保障にかかる教育政策を展開してきた稀有な国家の一つである。このような国における「先住民族の権利」保障について、教育実践レベルで検討することは、アイヌ民族の教育に関する権利保障の可能性と限界を展望する上で、有益な示唆をもたらすのではないかと考えた。

カナダにおける先住民族教育権保障について、教育実践に着目した研究はこれまでのところ殆どなされていない。この主題と関わる研究の多くは、法理論に関するものが多く、教育実践レベルでの検討をした研究は稀である。一方、様々な教育実践は報告されているが、教育権保障との関わりから論じたものは稀である。わたくしは、これまで、先住民族教育権が、いかなる歴史的、社会的、政治的文脈のもとでどのように提起され、それを教育政策、教育制度にどのように位置づけてきたについて検討してきた。しかしながら、そのような教育政策、教育制度のもとで、具体的にどのような教育実践が展開されているのかについてまでは踏み込んだ検討をしなかつた。

先住民族教育権は、どのような教育実践を通じて保障し得るのかについては、明らかにされているとはいえない状況である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、教育に関する「先住民族の権利」保障に関する教育実践を具体的な先住民族自治体の事例に即して、実践を可能とする制度的基盤の形成過程、実践を可能とする人的、経済的、文化的資源、実践の具体的内容を明らかにすることである。本研究では以下の諸点に注目し、その実態を解明する。

- ① スティーヴン・ハーパー首相による元インディアン寄宿舎学校生徒への謝罪への過程と論理
- ② 「ニスガ条約」(Nisga'a Final Agreement)

③ 「教育自治権限枠組協定」(Education Jurisdiction Framework Agreement)

④ 「先住民族大学」の先住民族教育権保障における役割とそこにおける教育実践

先住民族教育権保障のありよう幅広く把握すること、加えて、先住民族教育権保障が過去の先住民族教育政策に対する「補償」という性質を有することに着目し、2008年6月10日のスティーヴン・ハーパー首相による元インディアン寄宿舎学校生徒への謝罪が実現する過程と、そこにおける論理、補償にかかる教育実践のあり方を明らかにする。

「ニスガ条約」は1998年に連邦、ブリティッシュコロンビア州、ニスガ政府の間で締結され、カナダではじめての民族自治政府が発足した。この条約のもとで、ニスガ民族政府の立法権能が認められた。ニスガ民族政府の立法権能は教育・文化にも及ぶ。このような立法権能が具体的にどのように機能しているのかを明らかにする。

「教育自治権限枠組協定」は、2006年に、連邦および州政府と、先住民族の任意団体であるファーストネーションズ教育運営委員会 (First Nations Education Steering Committee) が締結した協定で、同協定を踏まえて個々の先住民族自治体が連邦および州政府との間で「先住民族教育権限最終協定」を締結し、教育に関する立法権能を承認しようとするものである。現在、「最終協定」の締結交渉が行われているところであるが、同協定の締結交渉に参加している先住民族自治体に焦点をあてて、締結交渉に至るまでの教育実践、協定の交渉過程、現に取り組んでいる先住民族教育権保障に向けた教育実践を明らかにする。

学校教育を通じて先住民族教育権を実質的に保障していくためには、先住民族言語・文化を教授する教員を養成する必要がある。この他、地域社会に必要な人材を養成し、就労につなげていくこともまた、先住民族教育権保障の一角を担う教育実践である。このような問題意識から、とりわけニスガ大学、ギックサン・ウェットスウェッテン教育センター、サーニッチ成人教育センターの3校に焦点を当てて、「先住民族大学」が先住民族教育権をどのように保障し得るのかを明らかにする。なお、ここでいう「先住民族大学」とは、主に先住民族自治体ないし先住民族住民が運営する中等後教育機関の総称とする。

3. 研究の方法

本研究では、ニスガ政府管轄下の教育行政組織および諸学校、ブリティッシュコロンビア教育自治権限協定の締結交渉中の先住民族自治体およびその諸学校を訪問し、教育長や学校長、教員等へのインタビュー調査および

授業の観察調査を行う。また、学校文書の調査・収集を併せて行う。訪問した諸機関は以下のとおりである。

- ・ニスガ初等中等学校
- ・ギックサン高等学校
- ・キスピオピックス小学校
- ・ラフウェルネフ民族学校
- ・ファーストネーションズ教育運営委員会

先住民族自治体の公文書や刊行物、教材、これらの自治体や先住民族教育の動向に関する新聞記事を収集するべく、ブリティッシュコロンビア大学附属図書館及びノースウェストコミュニティ大学附属図書館においても資料調査を行う。

資料は、可能な限り、ニスガ政府や先住民族自治体、連邦および州政府の公文書ないし刊行物、連邦議会の議事速記録、ファーストネーションズ教育運営委員会の刊行物を主な一次資料として用いつつ、インタビュー調査で得た情報で適宜用いることとする。

分析にあたっては、教育実践そのものを取りあげつつも、検討対象とする教育実践が、自治体レベルでの、いかなる教育政策と教育制度のもとで、どのような人的、財政的、物的資源に条件づけられて行われるに至ったのかに着目する。

4. 研究成果

(1) 「補償」としての先住民族教育権—ステイーヴン・ハーパー首相による元インディアン寄宿舎学校生徒への謝罪とその論理

カナダ元首の諮問機関であるロイヤル先住民族委員会は、1996年、元生徒だけでなく、その家族やコミュニティにも賠償すること、元生徒や家族に対する適切な財政支援を行うことを、カナダ政府に勧告した。ロイヤル先住民族委員会（Royal Commission on Aboriginal Peoples）は、家族、広くはコミュニティから子どもを強制的に連れ去り、寄宿舎学校に就学させるという教育政策は、元生徒だけでなく、家族や地域社会にも大きな傷跡を刻印するものであることを認めた。

元生徒らは、まさに、裁判闘争を通じて、これらロイヤル先住民族委員会の勧告の実現を目指した。1998年にインディアン問題北方大臣が元生徒に対する性的虐待や体罰について謝罪したこともあり、元生徒による損害賠償請求訴訟が急速に増加し、国および寄宿舎学校を経営していた宗教団体の敗訴が相次いだ。そこでカナダ政府は、裁判外紛争解決審判を導入して、和解を模索した。その結果、以下の諸点に合意した。

- ・カナダ政府は、元生徒全員に「共通体験支払金」なる賠償金を支払い、体罰や虐待だけでなく、家族やコミュニティから強制的に引き離し、その言語や文化の継承、さら

には親から養育を受ける機会を奪ったこと等全てに対する補償する。

- ・元生徒への健康支援の他、コミュニティを癒す様々なプログラムに補助金を付ける。

1998年にインディアン問題北方開発大臣が寄宿舎学校における虐待等について謝罪し、2004年には、ギックサン民族に対して政府高官による謝罪が行われていた。しかし、あくまでも連邦議会議事堂においてカナダ首相が謝罪することを先住民族は追求した。先住民にとって、先住民族とカナダ政府とは互いに対等なネーションであり、先住民族にとってカナダ首相による謝罪儀礼は、先住民族全体に対する「外交儀礼」という意味をもつものであった。

カナダ政府は、謝罪によって、先住民族言語・文化の継承の危機を回避するべく必要な財源を先住民族に提供する責任を負っていることを認めた。とりわけ人権侵害に対しては、元生徒はもとより、元生徒の家族、次世代の子、元生徒が生きるコミュニティに対しても、寄宿舎学校による負の遺産がそこにあるならば、それらに対する責任があることもカナダ政府は認めた。逆にいえば、こうした言語文化の継承や家族・コミュニティが受けた「痛み」への「癒し」を要求することは、先住民族にとっては、「補償」を求める権利の遂行を意味しているのである。

(2) ニスガ条約（*Nisga'a Final Agreements*）下の先住民族教育権保障

ニスガ条約以前に、ニスガ住民が中心となるニスガ教育委員会の設置、ニスガ住民の指定居住地への小学校や中等教育学校の設置、民族大学というべきニスガ大学の設置、ニスガ語ニスガ文化の教育課程の編成、保育所におけるニスガ語ニスガ文化の教授等、先住民族教育権を保障する制度的基盤が形成されていた。したがって、ニスガ条約があるからこのような諸機関の設置が可能になったのではなく、これらの諸機関を基盤にしてニスガ条約の教育条項が成立したのであった。

ニスガ民族が自治政府をもったということ自体が、ニスガ語ニスガ文化を継承する体制となっていた。ニスガ政府の仕組みそのものが、伝統を再編するとともに、日常生活に伝統文化を浸透させていく仕組みとなっている。学校教育におけるニスガ語やニスガ文化の継承は、このような自治の仕組みのもとで展開するものであり、学校は必ずしもニスガ語ニスガ文化の継承の拠点となっているわけではない。

ニスガ民族の中央政府であるリシムス政府は、その立法権能を用いて、州政府管下の「ニスガ教育委員会」と共同で教育政策を策定する体制を構築した。またリシムス政府は、

教育政策の策定、施行にあたり、村政府やニスガ大学等の諸機関とのパートナーシップ体制を構築している。

ニスガ条約締結後、ニスガ政府およびニスガ教育委員会は、ニスガ住民とともに、ニスガの日常の教育的営みの「脱植民地化」に取り組んでいる。ニスガ住民は、教育権を行使する主体はニスガ自治区の住民にあるとして、家族が教育の主権者になる体制の構築を進めている。ニスガにとって、家族による教育は、親が一元的に教育に責任を負うのではなく、親族を中心とする地域社会が様々に子育てに関わるものであり、ニスガ教育委員会は、このような家族による教育体制の構築を進めている。学校は、児童生徒にニスガの伝統的価値観や知識、技能を身に付けさせることで、日常生活の中にあるニスガの伝統儀礼等に参画していけるよう支援している。

このような伝統的価値観を身につけさせていくような教育実践の一方で、いわゆるアカデミック科目—一般教科の学習指導にも力をいれ、とりわけ州の中等教育修了証を得ることを重要な教育目標としている。ただし、州政府の学力水準を受け入れる一方で、ニスガ語を州政府の中等教育修了要件にするよう、州の基準に変更をも迫っていた。主流社会の価値観を受け入れつつも、主流社会にニスガの価値観を受け入れるよう迫っていることから、ニスガ条約下の先住民族教育権に関する諸取り組みは、まさに、ニスガ社会と主流社会との間で、新たなパートナーシップの構築を模索するものである。

(3) ブリティッシュコロンビア先住民族教育自治権限体制下の先住民族教育権保障

ブリティッシュコロンビア州の先住民族は、「ブリティッシュコロンビア教育自治権限枠組協定」（以下、枠組協定と略記）を締結する以前から、なんらの法的保障や財政的保障のない中で、先住民族言語や文化の教授とともに、中等教育修了率を高める教育実践を展開していた。ニスガ政府の事例と同様で、先住民族教育権を保障しようとする教育実践は、法的な保障が前提なのではなく、子ども達の先住民族教育権を保障しようとする取り組みが基盤となって、法的、財政的保障を求める動きが生み出されたのであった。

先住民族教育権保障に取り組む先住民族自治体多くが、基本的に州政府の学力基準を受容し、むしろ、積極的にその学力を確保させようとしている点で一致している。一方で、先住民族のニーズにあった「先住民族言語」や「先住民族研究」等を中等教育修了要件科目として位置づけることを要求し、州のカリキュラム自体を変更させてきた。

ファーストネーションズ教育運営委員会は、「枠組協定」を締結するにあたり、州内

の先住民族教育行政機関を束ねる中央教育行政機構（Central Education Authority）と各先住民族自治体を単位とする「地方教育行政機構」（Local Education Authority）の2層からなる先住民族教育制度を構想した。州内129の先住民族自治体の意見を集約し、連邦政府や州政府との交渉を容易にする一方、その中央集権的性格もあって、先住民族自治体による教育自治を歪める危険のあるものであった。

枠組協定のもとでの各先住民族自治体の取り組みに注目すると、先住民族自治体による先住民族教育権の保障にかかる教育実践は、言語・文化を教授する財源の確保、言語・文化を教授する教員資格の認証と教員の養成、先住民族自身による先住民族学校の認証評価、先住民族生徒のニーズにあったカリキュラムの開発、先住民族生徒のニーズにあうような州政府のカリキュラム基準の柔軟化等が一体なって制度化されることによっではじめて、法的に保障されるものであることが示唆された。

なお、枠組協定を受けてカナダ政府は、「BCファーストネーションズ教育自治権限法」（*First Nations Jurisdiction Over Education in BC Act*）を制定したものの、州政府および個々の先住民族自治体の間で締結する「先住民族教育自治権限最終協定」（以下、最終協定と略記）の締結には消極的である。しかも締結に際してカナダ政府が先住民族自治体に提示した条件を検討すると、最終協定の締結と引きかえに、カナダ政府が先住民族に対し負っている「最高度信義忠誠義務」（Fiducially Obligation）を放棄しかねないものであった。ゆえに枠組協定締結から7年たつ現在も、交渉に参加している先住民族自治体は13しかなく、最終協定の締結に至った先住民族自治体はひとつもない。すなわち、先住民族教育権を保障する法的枠組みは存在するが、その枠組みは機能しておらず、したがって、現在も法的、財政的保障のない中で、個々の先住民族自治体は、先住民族教育権を保障するべく、日々、教育実践を展開しているのである。

(4) 先住民族教育権保障における先住民族大学の役割と教育実践

先住民族教育権保障に取り組む先住民族自治体の多くが、民族大学というべき高等教育機関を有する。2010年現在で38校ある。BC州では、先住民族成人学習高等教育協会（Indigenous Adults and Higher Learning Association）なる団体があり、先住民族高等教育行政組織の役割を担っている。これらの高等教育機関は既存の大学からの助成金や民間からの募金の他、カナダ政府からの補助金を受けて運営されている。ただしカナダ政

府からの補助金は、申請したすべての機関に交付されるわけではなく、安定した財源にはなっていない。

本研究では、ニスガ大学、ギックサン・ウェットスウェッテン教育センター、サーニチ成人教育センターに焦点をあてて、その運営方法、カリキュラム、教育実践を明らかにしつつ、これら先住民族大学の先住民族教育権保障における役割を考察した。明らかになったのは以下の諸点である。

先住民族言語・文化に関するプログラムだけでなく、大学進学準備を目的とするプログラムや種々の職業訓練プログラムをもつ。保育士や看護師等、先住民族社会において必要とされる専門職を養成する教育課程がある。先住民族大学の教育課程は必ずしも先住民族言語・文化の継承に偏っておらず、むしろ、主流社会で生きていくに必要な職能スキルを訓練する内容となっている。とりわけ先住民族自治体が必要とする専門職を養成している点で、教育自治の担い手の養成という役割も担っているのである。

先住民族言語・文化に関するプログラムでは、たとえばニスガ大学では、先住民族研究で学士号ないし修士号を取得できるコースを設置している。ニスガ大学とサーニチ成人学習センターでは先住民族言語教員の養成を行っている。先住民族言語教員を養成することによってはじめて、先住民族自治体の学校における先住民族言語・文化の授業がより効果的で質の高いものとなることが期待されている。

この他、これらの「先住民族大学」は先住民族言語・文化に根差した様々なプログラムを用意している。たとえば高校中退やアルコール依存症の人を癒すためのプログラムは、先住民族の伝統文化を色濃く反映した内容となっている。

以上のような教育実践を可能にする基盤は、既存の大学との連携（Affiliation）にあった。ニスガ大学とギックサン・ウェットスウェッテン教育センターはノースウェストコミュニティ大学およびノースブリティッシュコロンビア大学と連携し、サーニチ成人学習センターは、ヴィクトリア大学やコムスン大学と連携している。ここで言う連携とは、各民族大学をサテライトキャンパスとして、教員も先住民族自治体の中から有資格者を推挙してこれらの大学の教員として雇用してもらうことを言う。ギックサン・ウェットスウェッテン教育センターの職員の話では、雇用をしてもらうにあたっては、雇用に伴う人件費を先住民族自治体側が調達の上、提携先大学に支払い、このお金でもって地元推薦の教員を雇用してもらうとのことであった。いずれにしても、このような既存大学との連携によって、先住民族学生は、都市に

出なくとも、地元での大学進学を実現しているのである。

以上の知見から、「先住民族大学」に関する研究をすすめることによって、先住民族教育権保障の具体的戦略を描き出すことが可能となることが示唆された。今後の重要な研究課題である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

① 広瀬健一郎 ブリティッシュコロンビア先住民族教育自治権限体制下の先住民族教育権保障の展開、カナダ教育研究、査読有、第11号、カナダ教育学会、印刷中、2013年。

② 広瀬健一郎 ニスガ条約 (Nisga'a Final Agreement) 下における先住民族教育権保障の展開—ニスガ自治区の教育制度と実践、カナダ教育研究、査読有、第10号、カナダ教育学会、47—65頁、2012年。

③ 広瀬健一郎 カナダ首相による元インディアン寄宿舎学校生徒への謝罪に関する研究—謝罪への過程とその論理、国際人間学部紀要、査読無、第17号、鹿児島純心女子大学国際人間学部、13—44頁、2011年。

〈 https://kjunshin.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=65&item_no=1&page_id=13&block_id=40 〉

④ 広瀬健一郎 スティーヴン・ハーパー首相による元インディアン寄宿舎学校生徒への謝罪プロセス、カナダ研究年報、査読有、第30号、日本カナダ学会、65—71頁、2010年。

〔学会発表〕（計3件）

① 広瀬健一郎 カナダにおける先住民族の『民族大学』の設立・運営—ブリティッシュ・コロンビア州の先住民族自治体の取組み—、日本社会教育学会第59回研究大会、2012年10月7日、北海道教育大学釧路校。

② 広瀬健一郎 カナダにおける先住民族自治権保障の展開—ブリティッシュ・コロンビア州内の先住民族学校を中心に、日本比較教育学会第47回研究大会、2011年6月26日於、早稲田大学早稲田キャンパス。

③ 広瀬健一郎 教育における先住民族権保障の展開—ニスガ政府の場合、カナダ教育研究会第36回研究会、2010年3月29日於、文京シビックセンター。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

広瀬 健一郎 (HIROSE KENICHIRO)
鹿児島純心女子大学・国際人間学部・准教授
研究者番号：80352491